

## ドメイン取得登録/更新料金規定

## 株式会社サイバー・トレーディング

株式会社サイバー・トレーディング(以下、「当社」といいます)は、ドメイン取得/登録/更新サービス料金規定(以下、「本規定」といいます)を以下の通り定めます。

## 第1条 (利用料金)

- 利用契約者は、本サービスに対し、ドメイン名登録ページ(<https://yt.com/>)以下に記載された、当社が別途定める料金表の通り、ドメイン名登録料、および各更新期間に対応する期間毎のドメイン名更新料、ドメイン名申請料、更新や取得に関わる支払い代行手数料及びそれに係わる消費税その他適宜当社から通知される全ての料金および手数料等本サービスに係わる料金(以下「利用料金等」とします)を、ドメイン名登録ページ上で案内する方法に従い前払いすることに同意します。振込手数料等、支払いに掛かる費用は利用契約者負担とします。
- 利用契約者が当社に支払うべき金額は、利用料金の他、当該利用料金支払に対して課される消費税相当額を加算した額とします。
- 物価または当社の施設に係る維持管理運営費の変動により、当社が本サービスの利用料金を不相当と認めるに至った時は、契約期間内でも利用料金を変更することができるものとします。
- 当社は、利用料金を予告なく変更することがあり、利用料金を変更する場合には、ドメイン名登録ページ(<https://yt.com/>)以下への表示等の方法により利用契約者に告知します。利用契約者がかかる告知を了知していなかったとしても、利用料金の効力には影響しないものとします。
- 指定事業者の変更あるいはレジストラの変更(ドメイン名移管)に係わる料金については、ドメイン名登録ページ(<https://yt.com/>)以下に別途記載される通りとします。
- 当社は、いかなる場合においても、先に支払に関する通知を受理しその通知内容に基づいた登録料その他利用料金のうち登録に必要な料金、費用等の支払が確認されない限り登録手続を行わず、先に支払に関する通知を受理しその通知内容に基づいた更新料その他利用料金のうち更新に必要な料金、費用等の支払が確認されない限り更新作業や更新にかかる支払いの代行を行いません。
- ドメイン移管申請において、移管がなされなかった場合であっても、当社に対し支払われた利用料金は、いかなる理由があっても返還を行いません。
- 前項に従い当社に対し支払われた利用料金は、いかなる理由があっても返還を行いません。
- 当社が利用料金を変更した場合は、事前または事後に、当社のホームページへの表示等の方法により登録者に告知することとします。ただし、登録者がかかる告知を了知していなかったとしても、利用料金の効力には影響しないものとします。

## 第2条 (料金の種類)

- 利用契約者は、該当する次の各号に掲げる料金を当社に支払うものとします。
  - 新規ドメイン取得料金
  - ドメイン取得代行料金
  - ドメイン名維持管理料金
  - ドメイン移管料金
  - ドメイン更新料金
  - ドメイン更新料支払代行手数料金

- 利用契約者がドメイン名登録申請事務手続の代行サービスを利用する場合には、前項各号の料金のほか、ドメイン名登録申請事務手続代行料金を当社に支払うものとします。
- 利用契約者が当社の定めるオプションサービスを利用する場合には、前 2 項において定める料金のほか、オプション料金を当社に支払うものとします。
- 当社は、既存の特定のサービスプランまたは新たに設ける特定のサービスプランを利用する利用契約者について、前 3 項において定める料金以外の料金を当社に支払うべき旨を定める場合があります。この場合には、前 3 項において定める料金のほか、本項により当社の定める料金を当社に支払うものとします。
- 利用契約者がドメイン名更新申請事務手続の代行サービスを利用する場合には、本条第 1 項各号の料金のほか、ドメイン名更新申請事務手続代行料金ならびにドメイン更新料支払代行手数料金を当社に支払うものとします。
- ドメイン取得/登録/移管サービスの利用およびその料金の支払に際して生じる公租および公課等については、利用契約者がこれを負担するものとします。
- 本条の規定は利用契約が更新される場合にこれを準用します。ただし、本条第 1 項第 1 号の料金については、この限りではありません。
- すべての料金の支払において当社の定める方法で利用契約者が支払い通知を行うものとします。当該支払通知に基づき支払を確認した後各作業に取り掛かるものとします。

## 第3条 (支払期限)

- 利用契約者は、サービス料金を、請求通知に記載されている支払期限までに支払うものとします。
- 料金は、これを前払いとします。
- 既提供サービスにかかる未払い金の回収については、未払い金金額が遡及され、未払いご利用期間の時期と長さにかかわらず、提供したサービスにかかる、未払い金全額請求対象となるものとします。

## 第4条 (支払方法)

- 支払方法は次の 3 つを定めます。
  - 振込み…当社が指定する銀行・郵便局からの現金振込み(銀行振込手数料は利用契約者の負担とします)
  - 自動引落し…銀行・郵便局等の預貯金口座からの自動引落し
  - クレジットカード払い…当社が承認したクレジットカード会社と利用契約者との契約によるクレジットカードによる支払
- 口座からの自動引落しの場合には、請求メールに記載された予定日に引落処理を行い(金融機関等が休業日の場合は、その翌日とします。)、その際に引落としができなかった場合は、利用契約者は、前条の支払期限までに、現金振込みによって支払うものとします。

- 利用契約者が「クレジットカード払い」を選択した場合に、当社が知り得たクレジットカードに関する情報について、当社はクレジットカード会社との間で随時情報の交換を行うものとし、必要な場合は、当社は利用契約者に対して支払方法の変更等の措置を求めることができるものとします。

## 第5条 (遅延損害金)

- 利用契約者は、料金等の支払を遅延した場合、遅延損害金として 2,400 円を別途支払うものとします。

## 第6条 (再発行手数料)

- 請求にかかるご請求再発行手数料として、2,400 円を別途支払うものとします。

## 第7条 (料金の返却)

- 当社は如何なる事由においても、利用契約者が既に納めた初期経費あるいは利用金額を返却する義務を負わないものとします。